

## 第 21 回 吹 田 市 政 策 会 議 開 催 結 果 に つ い て

日時:平成28(2016)年2月24日(水)12時50分～13時10分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員11名の出席

(市長、太田副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、特命統括監、こども部長、環境部長、福祉保健部長、保健施策担当理事、健康医療担当理事)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
第3次吹田市地域福祉計画の策定について	福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課
○審議内容と結果	
<p><b>【案件概要】</b>  「地域福祉計画」は、社会福祉法の第107条に規定されている市の行政計画であり、地域福祉の推進を目的として策定するものです。同法第107条の規定では、地域福祉計画には、以下の3項目を盛り込むこととされています。  (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項  (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項  (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  本市では、平成22年度(2010年度)に「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を制定しており、その基本理念及び第8条に沿って計画の策定及び推進をしていきます。</p>	
<p><b>【所管部の考え方】</b>  第3次吹田市地域福祉計画では、目標に向けて取り組むうえでの施策の柱を、次の5つとしており、それぞれの施策の柱に対する27の具体的な施策を第4章の重点施策と第5章の基本的な施策に示しています。  施策の柱1 公民協働による地域福祉活動の推進  施策の柱2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク  施策の柱3 地域福祉活動推進の基盤整備  施策の柱4 福祉・保健・医療制度の充実  施策の柱5 地域福祉に関連する施策の推進  地域福祉計画は、市の福祉分野の総合的な計画として、子ども、高齢者、障がい者など、他の個別計画や事業計画等において提起されている施策についても地域福祉の視点で整理し、再度表現しています。これらの個別計画等にある施策と、地域福祉計画の本分である施策とを整理するために、施策の柱4及び5に個別計画等があるものをまとめ、施策推進や進捗管理については個別計画や事業計画に委ねることとしました。</p>	
<p><b>【審議事項】</b>  計画内容の決定について  平成28年度(2016年度)からの5年間を計画期間とする第3次吹田市地域福祉計画の内容決定について御審議いただきます。  第3次吹田市地域福祉計画(案)は、下記に示すとおり6つの章で構成しています。第1章から第3章までには計画の位置付け及び市内の地域福祉活動の状況、実態調査結果等、並びに施策体系について記載しています。第4章及び第5章では具体的な施策について、第6章では計画の推進体制について記載しています。  <b>【計画の構成】</b>  第1章 第3次地域福祉計画の策定にあたって  第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題  第3章 地域福祉計画の基本方向  第4章 重点施策  第5章 基本的な施策  第6章 地域福祉計画の推進に向けて</p>	
<p><b>【審議結果】</b>  福祉保健部地域福祉室福祉総務課より、資料に基づき審議事項の内容について説明があり、その後質疑応答を行った。  質問…今後の公表のスケジュールはどうなっているか。  答え…平成28年4月に議会への報告やホームページへの公開を予定している。市報には7月か8月頃に掲載し、地域福祉市民フォーラムでも周知していきたい。  質問…計画期間が5年間というのは何故か。またこの計画は必ず策定しないといけないのか。  答え…計画期間は5年という自治体が多いが、10年のところもあるなど、様々である。本市が5年なのは大阪府の地域福祉支援計画の計画期間と合わせているからである。市社会福祉協議会の第3次地域福祉活動計画、地区福祉委員会5か年計画とも連携している。また、地域福祉計画の策定は努力義務とされている。  質問…進捗管理はどのように行うのか。  答え…年2回程度、吹田市地域福祉計画推進委員会を開催し、進捗の確認を行う。また庁内推進委員会も適宜開催し、そこでも確認を行う。  指示…計画のはじめに、同計画を策定するにあたっての全体的な市の考えを丁寧に記載すること。  まとめ…本案件については承認された。手続きを進めることとする。</p>	